

○ 長崎県総合評価審査委員会設置要領

平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 469 号

最終改正 令和 4 年 4 月 5 日 4 建企第 8 号

(目的)

第 1 条 本要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)の趣旨を踏まえ、長崎県の発注工事のうち、総合評価落札方式における入札参加業者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、長崎県総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は長崎県知事の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 長崎県で実施する総合評価落札方式の実施方針の策定及び複数の工事に共通する評価方法の策定等について意見を述べること。
- 二 長崎県所管で発注する個別工事の総合評価に関して次の内容について意見を述べること。
  - ア) 総合評価落札方式の実施の適否
  - イ) 落札者決定基準
  - ウ) 技術提案の審査
  - エ) 落札者の決定

(市町事業の依頼に基づく審査)

第 3 条 長崎県内の市町事業において、総合評価落札方式により発注する工事については、当該市町長が知事へ依頼することにより、審査対象とすることができる。

- 2 審査対象となる市町発注の工事について、当該市町長は事前に各事業所管の長崎県関係部主管課と十分な連絡調整を図るものとする。

(委員会の委員及び任期等)

第 4 条 委員は、公正中立の立場で客観的に意見を述べること及びその他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は知事から委嘱された者をもって構成する。
- 3 委員の任期は、原則として 1 年とする。  
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第6条に掲げる全体委員会において、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の構成)

第6条 委員会に、全体委員会、小委員会を置く。

(全体委員会)

第7条 全体委員会の運営は、次のとおりとする。

一 委員長は、第2条第一号に規定する事務を行うときその他必要があると認めるときに全体委員会を開催する。

二 全体委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

(小委員会)

第8条 小委員会の運営は、次のとおりとする。

一 小委員会は、第2条第二号に規定する事務を行う。

二 小委員会は、2名以上の委員等の出席で成立するものとし、代理出席は認めない。

(意見)

第9条 委員は、第2条の事務に関し、その都度意見を述べるものとする。

また、委員長は、必要に応じ知事に対して意見を述べるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た個別企業に係る情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、当該対象工事の事業担当課及び地方機関の協力を得て、関係部主管課が行う。この場合において、各委員会における事務に必要な資料の作成は、当該対象工事の事業担当課及び地方機関が行う。

(事務局)

第12条 事務局は、土木部建設企画課に置く。

(雑 則)

第 13 条 委員会の運営において、この要領に定めるものの他に必要な事項は、知事が委員会に諮って定める。

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は関係部において定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

<依頼様式>

〇〇第号  
年 月 日

長崎県知事 様

〇〇〇市（町）長

長崎県総合評価審査委員会への審議依頼について

本市（町）が発注を予定している総合評価落札方式による工事につきましては、地方自治法施行令により、学識経験者の意見を求める必要がありますので、長崎県総合評価審査委員会設置要領第3条の規定に基づき、審議を依頼いたします。

記

1 審議対象工事

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工事種別

総合評価落札方式の種別

審議希望時期（初回）